

ふれあい・いきいきサロン活動助成事業実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、地域住民やボランティアが主体となり、高齢者や障がい者、子育ての当事者、乳幼児等地域に居住する誰もが地域で孤立しないよう、気軽に集えるふれあい・いきいきサロン（以下「サロン」という。）を開設し、概ね自治会（区）を範囲とする地域住民（以下、「地域住民」という。）の交流・社会参加と仲間づくりを図るとともに、住民同士が支え合う関係性を広げることで、明るく住みよい福祉のまちづくりを推進することを目的として、伊勢市社会福祉協議会（以下、「社協」という。）が支援する。

（定義）

第2条 この要綱におけるサロンとは、地域住民が主体的に気軽に通える場所を設け、地域福祉を増進する活動をいう。

（助成対象団体）

第3条 この助成の対象となる参加者には次の各号のいずれかを含むものとする。

- (1) 地域に居住する高齢者（65歳以上の高齢者）
- (2) 地域に居住する就学前の子どもとその保護者
- (3) 地域に居住する障がい児・者
- (4) 社会的孤立の状態にある人等
- (5) その他伊勢市社会福祉協議会会长（以下、「社協会長」という。）が必要と認める者

2 次に該当するサロンを運営する団体とする。

- (1) 市内で概ね月1回以上開催すること
- (2) 地域住民が気軽に集まることのできる交流の場として開催すること
- (3) 地域住民が主体的に運営すること
- (4) 概ね5人以上で構成されていること
- (5) 第3条第1項2号及び3号については、5組以上で構成されていること

3 次の団体を除くものとする。

- (1) 宗教活動、政治活動又は、営利活動を行う団体
- (2) 反社会的勢力と関係のある団体
- (3) 特定の趣味活動に偏る団体
- (4) 社協の他の助成金と重複した事業を行う団体
- (5) その他社協会長が不適当と認める団体

（助成対象経費）

第4条 サロンの運営に要する経費として、材料費、消耗品費、菓子代及びお茶代、講師謝金、保険代等、活動に要する費用を助成する。但し、個人給付（参加者への金券配布）、アルコール飲料等、活動に適さない費用や市外での活動は除く。

（助成金額）

第5条 助成金の交付要件及び金額については、次のとおりに定める。但し、年度途中において開始又は中止する場合は、月割りにて助成するものとし、算出した金額に端数が生じた場合は、100円未満の端数は切り捨てる。

2 参加人数の集計は以下のとおりとする。

- (1) 同日に複数の活動を実施した場合の参加人数は実人数とし、重複集計しない。
なお、この場合のサロン開催回数は1回とする。

(2) 外部に依頼したボランティアや講師及び見学者は参加人数から除く。

平均参加人数/回	助成金額/年
10人以下	20,000円
11~20人	25,000円
21人以上	30,000円

尚、開催回数によって次のとおり加算助成する。

開催回数	加算金額/年
毎月1回	5,000円
毎月2~3回	15,000円
毎月4回以上	20,000円

(事業助成の申請)

第6条 事業助成を希望するものは、事業の実施前にふれあい・いきいきサロン活動助成事業申請書（様式第1号）と、参加者名簿（様式第2号）を社協会長に提出し、助成見込額を仮払い請求することができる。

(助成の決定及び交付)

第7条 社協会長は、申請団体から助成事業申請書を受理したときは、第3条に定める対象団体に適合するかどうかを審査の上、助成金交付の可否を決定し、仮払いで年1回交付する。但し、不足が生じた場合は年度末に追加助成する。

- 2 社協会長は、申請団体に仮払交付額を決定した時は、ふれあい・いきいきサロン活動助成事業仮払金交付決定通知書（様式第4号）を申請団体に通知する。
- 3 社協会長は、仮払金の不交付を決定した時は、ふれあい・いきいきサロン活動助成事業仮払金不交付決定通知書（様式第5号）を当該団体に通知する。

(報告)

第8条 活動を実施したものは、3月ごとに区分した期間ごとにふれあい・いきいきサロン活動報告書（様式第3号）、助成対象経費の領収書（原本）及び参加者名簿（様式第2号）を社協会長に提出しなければならない。但し、最後の期間は最終の活動実施後2週間以内または当該年度の末日のいずれか早い日までに提出するものとする。

(助成の取り消しと助成金の返還)

第9条 助成を受けた団体が、次にあげるいずれかに該当する場合は、助成金の全額又は、一部を返還しなければならない。

- (1) 事業を実施しない、又は実施する意思が認められない場合。
- (2) 助成対象団体（第3条）から除外となった場合。
- (3) 助成金を目的以外に使用した場合。

(その他)

第10条 事業の実施にあたっては、社協と連携を取り合い、事業の円滑な運営や参加者の呼びかけ、拡大、協力者の確保など目的のための努力を行うものとする。

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、社協会長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。